

1) 高齢者虐待の定義

高齢者虐待は、①養護者による虐待と ②養介護施設従事者等による虐待に大別されます。

① 養護者による虐待

養護者とは、高齢者を現に養護する者であって「養介護施設従事者以外のもの」とされており、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当すると考えられます。

② 養介護施設従事者等による虐待

高齢者の福祉・介護サービス業務の従事者による高齢者虐待の防止について、次の施設等が法で規定されています。

【養介護施設】

- ・老人福祉法に規定される老人福祉施設（地域密着型施設を含む）、有料老人ホーム
- ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域包括支援センター

【養介護事業】

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

【養介護施設従事者等】

- ・「養介護施設」又は「養介護事業」の業務従事者

虐待を受けたと思われる高齢者を発見した人に対し、市町村への通報努力義務が規定されており、特に該当高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに市町村に通報する必要があります(第7条)。

養介護施設従事者等は、自施設内において養介護施設従事者等による虐待を受けた高齢者を発見した場合には、市町村に通報しなければなりません。(法第21条第1項)

また、養介護施設従事者等による虐待を受けた高齢者を発見した者は、速やかに市町村に通報するよう努めなければなりません。高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合には、速やかに通報しなければなりません。(法第21条第2項及び第3項)

2)高齢者虐待の内容と具体例

区分	内容と具体例
身体的虐待	<p>暴力的行為などで、身体にあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理矢理食事を口に入れる、やけど・打撲させる ● ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束、抑制をする／等
介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）	<p>意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている家族が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている ● 水分や食事を十分与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水状態や栄養失調の状態にある ● 室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる ● 高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり使わせない ● 同居人による高齢者虐待と同様の行為を放置すること／等
心理的虐待	<p>脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与えること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 排泄の失敗をあざけ笑ったり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる ● 怒鳴る、ののしる、悪口を言う ● 侮辱をこめて、子どものように扱う ● 高齢者が話しかけているのを意図的に無視する／等
性的虐待	<p>本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する ● キス、性器への接触、セックスを強要する／等
経済的虐待	<p>本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由無く制限すること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 日常生活に必要な金銭を渡さない／使わせない ● 本人の自宅等を本人に無断で売却する ● 年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する／等

(厚生労働省「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と要援護者支援について」より)

3)関連して対応が必要な範囲

介護保険法第115条の38（地域支援事業）において市は、「被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業」を実施することが義務付けられています。

このため、次に掲げるような高齢者虐待と判断しがたい事例であっても、事実として高齢者の権利利益が侵害され、権利擁護のために支援が必要と判断されるものについては、高齢者虐待の事例に準じて、必要な支援を行っていく必要があります。

- ①「養護者」ではない親族や、信頼関係が期待される第三者からの虐待
- ②認知症等の未受診で、家族が過剰な介護負担を抱えているなど、虐待とは峻別しがたい事例
- ③ひとり暮らしなどの高齢者で、認知症やうつなどのために生活能力・意欲が低下し、極端に不衛生な環境で生活している、必要な栄養摂取ができていない等、客観的に見ると本人の人権が侵害されている事例（いわゆるセルフネグレクト〔自己放任〕）
- ④被虐待者が65歳未満であるが、介護保険の適用となる特定疾病を有しているなど、高齢者福祉の分野で支援が必要であると考えられる事例

（「東京都高齢者虐待対応マニュアル」より）

